

## 国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

**2025 年 10 月 30 日 オンライン会議**

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 落谷竹生 ふきやたけお

### 本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
—	全般的事項	—	—	2
1	<a href="#">天然資源</a>	論点の検討と最終文書草稿のレビューを行った。	最終文書草稿のレビューを行った。	2
2	<a href="#">気候関連開示</a>	論点の検討と最終文書草稿のレビューを行った。	スコープ 3 に関する論点の検討と、最終文書草稿のレビューを行った。	5
3	<a href="#">IPSAS と GFSM の関係の強化</a>	ED 草稿に取り込む内容を決定した。	ED 草稿のレビューを行った。	9
—	<a href="#">参考情報その 1</a>	現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） IPSAS と日本の政府会計の比較研究 基準書の日本語訳 CP・ED と、その解説記事、提出コメントレター 過去の IPSASB 会議の報告記事 IPSASB のボードメンバー 一覧		11
—	<a href="#">参考情報その 2</a>	各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ		15

(本記事で使用している略称)

- IPSASB (International Public Sector Accounting Standard Board) : 国際公会計基準審議会
- IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準
- IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準
- CAG (IPSASB Consultative Advisory Group) : IPSASB 諮問助言グループ
- ED (Exposure Draft) : 公開草案
- CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー
- GFSM (Government Financial Statistics Manual) : 政府財政統計マニュアル
- AG (Application Guidance) : 適用指針（規範性のあるガイダンス）
- BC (Basis for Conclusions) ; 結論の根拠（規範性のない論拠説明）
- IG (Implementation Guidance) : 適用ガイダンス（規範性のないガイダンス）
- IE (Illustrative Examples) : 設例（規範性のないガイダンス）

(注)

本稿は、IPSASB の 2025 年 10 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2026 年 2 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「[参考情報その 1](#)」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「[参考情報その 2](#)」に、今回の議題に関する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参考されたい。

## 全般的な事項

2025 年 10 月の IPSASB 会議は、2025 年 10 月 30 日に、オンラインで開催された<sup>1</sup>。参加者は、18 名中 17 名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 45 名であった。

今回の IPSASB 会議では、承認された文書はない。

## 1. 天然資源（アジェンダ 1）

### （1）プロジェクトの目的と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的

天然資源プロジェクトは、有形天然資源の認識、測定に関する調査研究と論点への対処を行うことを目的としている。

#### ② これまでの進展

2020 年 3 月 プロジェクト概要書<sup>2</sup> を承認。

2022 年 5 月 CP「天然資源」<sup>3</sup> を公表。

2024 年 9 月 ED 第 92 号「有形天然資源」<sup>4</sup>を承認、同年 10 月に公表。

2025 年 4 月 ED 第 92 号に寄せられたコメントレターの検討を開始。

2025 年 9 月 IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」草稿の検討を開始。

<sup>1</sup> 会議の動画は YouTube で公開されており、無償で視聴できる。

<sup>2</sup> 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

<sup>3</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

<sup>4</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 92 号「有形天然資源」の解説](#)

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

## (2) 最終文書草稿 改訂版のレビュー (1.2.1)

2025 年 9 月会議の指示事項に基づいて修正された、最終文書「保全目的で保有する有形天然資源」の改訂版について、議案書 1.2.1 の論点一覧表の順番にしたがって検討を行った。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

### 論点 1 事後支出

- IG15 項について、事後支出以前に、損傷によってサービス提供能力が失われたことが非常に明確であるべき。そうでなければ、修繕・維持費と誤解される。→修正する。

### 論点 3 新基準への移行

- これは新基準への移行というより、分類変更である。政府等が保有する土地について、現在はインフラ等の他の用途で使用しているものを、保全目的に転用するケースが増えのではないか。IPSAS 第 51 号から他の基準への分類変更だけでなく、他の基準から IPSAS 第 51 号への分類変更のガイダンスが必要。→他の IPSAS で扱うべき論点だが、BC で「本基準は通常行われる移行ガイダンスを記載した」と明記する。

### 論点 5 会計処理単位

- 会計処理単位の考え方方が本文と AG で異なっている。本文では用語定義に基づいて保全目的有形天然資源を特定しているが、AG では会計処理単位を用いて特定している。定義だけで特定できるので、当該 AG は不要ではないか。→該当部分を抽出して、規範性のない IG として再構成したい。→資産の分類に会計処理単位を使用する本文は必要であり、第 12 項はそのまま維持すべき。→第 12 項を現状より前の位置に移動する。

### 論点 6 範囲セクションにおける遺産資産の記述

- 公益のためにアクセスを一部認めつつも、土地を保全目的で保有し得ることを示唆できないか。→オフラインで検討する。IG を設けることが適切ではないか。

### 論点 10 未採掘の地下資源

- 最初の文で「未採掘の地下資源は通常、経済的利益を得るために、使用または販売のために採掘される」と述べているが、将来的に修正すべき。この文章だと、現在採掘されているように感じる。→対応する。

### 論点 11 会計処理単位の再評価

- 単に何かを破壊した場合、減損について議論できるのか確信が持てない。再植林を行う場合は、減損ではなく増加になるはず。この例では、森林の一部を処分し、その後増加

分を見出すことになるのではないか。→森林火災で価値が大幅に減少しただけで、実際に処分したわけではない。→その場合、会計処理単位には土地が含まれることを明確にする必要がある。→なるほど、理解した。

## 論点 12 資産の交換

- 非貨幣性（non-monetary）は IPSAS で一貫して使用される概念なのか。また、「より明確（more evident）」とは何を意味するのか。→非貨幣性は、他の IPSAS でも使用している。「より明確」については、オフラインで協議したい。

### (3) 最終文書草稿の通しレビュー

最終文書草稿について、セクション別の通しレビューを行った。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

#### 本文について

- 第 10 項の冒頭に導入文を追加すべき。第 9 項とのつながりを考えると、資産が原価で測定される場合の信頼性についても記載が必要。→了解。
- 第 16 項の「みなし原価で測定する」という記載のところは、現在操業価値で測定すべき事項ではないか。→了解。
- 第 51 項(d)(ii)で、売却目的保有資産への再分類について述べているが、同項(vii)で参照している第 47 項では売却目的保有資産に言及している。参照先が誤っているのではないか。→対応する。
- 第 56 項では、資産が原価で測定される場合の COV 開示の要件を削除する決定がなされた。しかし、第 64 項ではその要件が維持されている。第 56 項を削除するなら第 64 項も同様に削除すべき。→了解。
- 第 61 項(c)について、「追加の評価技法」という表現をすべて削除すべきと提案したが、削りすぎている。いくつかの文言を戻すべき。→了解。
- 第 63 項の分類は、有形固定資産などの他の資産ではなぜ行わないのか。→有形固定資産の基準に基づいている条文で、それを有形天然資源用に再構成したものである。少し調整して明確化する。

#### 設例（IE）について

- 48 ページの例 4 で、IE23 項の文章は削除した方が良い。保全目的で保有されていない資産について説明しているが、この基準の対象外である。→削除する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IPSAS 第 51 号草稿の修正は適切に行われている。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計処理単位について、適用指針（AG）と整合する本文を策定する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の IPSAS から IPSAS 第 51 号（草稿）への分類変更に関するガイダンスについて、「結論の根拠（BC）」で説明する。</li> <li>複数の目的のために保有又は使用され得る有形天然資源を保有する主要な目的の評価について、適用ガイダンス（IG）を策定する。</li> <li>資源を高い信頼性で測定する能力、現在価値測定、IG、設例（IE）について、メンバーによるその他のコメントを草稿に反映する。</li> </ul>
--	--

## 2. 気候関連開示（アジェンダ 2）

### (1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的

公的部門の気候関連開示に関する原則を示すことによって、開示される情報に基づく意思決定とアカウンタビリティが改善されること、及び、気候変動に対処するための国際的な活動を支援することを目的としている。

#### ② これまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関する公的部門用のガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月にコンサルテーション・ペーパー（CP）「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>5</sup> を公表した。

2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書<sup>6</sup> を承認した。

2024 年 9 月会議でサステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」<sup>7</sup>（以下、SRS ED 第 1 号という。）を承認し、同年 10 月に公表した。

2025 年 3 月会議で、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターを分析する方法について議論を行った。

2025 年 4 月会議から 9 月会議にかけて、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターに基づく論点の議論を行った。

2025 年 9 月会議で、最終文書の初稿の検討を行った。今回は、最終文書の修正稿の検討を予定している。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) スコープ 3 の温室効果ガス排出量—政策プログラム（2.2.1）

<sup>5</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

<sup>6</sup> 気候関連開示の[プロジェクト概要書](#)

<sup>7</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説](#)

事務局は、政策プログラムはスコープ 3 の温室効果ガス（GHG）排出量の 15 カテゴリーには該当しないことを明確化することを提案した。明確化は次の 2 つを通じて行う。

- (a) 温室効果ガス（GHG）プロトコルは民間セクター向けに設計されており、政策プログラムに関連するスコープ 3 の排出量には対応していないことを認識し、公開草案において BC を再掲する。
- (b) スコープ 1・2、及びスコープ 3 の 15 のカテゴリーによって確立された報告範囲に整合するように、GHG 排出量の開示規定の範囲を明確にする IG を追加する。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 議案書の付録 B 「スコープ 3 のカテゴリー」の分析は非常に参考になった。分析の結果、公的部門にとってはいくつかの課題が存在することがわかった。その課題をどう認識し、公的部門でこの課題に対処することになる人々に、どう適切に指導すべきか。民間セクターとの連携にはメリットがあるが、民間セクターにおいても課題がある。→ フィードバック文書において、民間よりも柔軟性があることを強調する。そして GHG プロトコルの策定にも関与して、公的部門の考慮事項を反映するように働きかけていることも強調したい。
- GHG 排出量の開示において、政策プログラムを対象外とする旨を、改めて提示すべきであるという意見について。基準書を分割することを明言しているのに、さらに BC 等で強調する必要があるのか。→ この IG は何かを範囲外に設定していることを明言する意図ではない。現在の基準に含まれているもの、つまりスコープ 1・2・3 によって提供される報告の範囲の観点から作っている。まだ議論されていない事項ではなく、既存の基準の基盤として示している。→ 教育資料などを提供することが重要である。ただし他の機関から公表されているものがあれば、それを活用すべきである。
- 規範性のある文章を変更すべきではない。ただし、政策プログラムがスコープ 3 のカテゴリーに含まれるという主張は、排出量に関連するので、BC での説明にあたって、スコープ 3 は政策プログラムに関わらず、主体の日常的な活動を反映するものであり、焦点は政策プログラムではなく主体にあることを明確化すべきである。
- 移行期間が 1 年から 3 年に延長されたというコメントを反映して欲しい。6 月の CAG 会議のコメントにも沿ったものになる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• BC 及び IG において、政策プログラムは、スコープ 3 の温室効果額排出の 15 カテゴリーには入らない旨を明確化する。</li> </ul>
------	--

### (3) 最終文書草稿 改訂版のレビュー (2.2.2)

2025 年 9 月会議の指示事項に基づいて修正された、最終文書「気候関連開示」の改訂版について、議案書 2.2.2 の論点一覧の順番に検討を行った。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

### 論点 1 目的

- 草稿の付録 B は基準書全体に関係するので、基準書と併せて読む必要がある。その点を明確にするため、適用範囲に文言を追加するべきである。

### 論点 3 定義

- 付録 D の用語定義について質問がある。現在の定義は概念フレームワークの定義と一致していない。どのような基準で、どの定義を付録に含めるかを決めているのか。→概念フレームワークと基準書の定義には若干の矛盾があるが、基準書の適用が優先される。→BC で、定義の由来を明確にするべき。
- 欠席しているメンバーから、付録 D の用語の一部はサステナビリティ報告基準には不適切であるとの指摘があった。→議論済みの項目は蒸し返さない。9 月会議で用語が必要と決定しているので、削除すべきではない。会議後に当該欠席者と話し合う。
- 自分は害がないなら問題ないという立場であるが、現時点で懸念されるリスクや懸念事項はあるか。→特に害を及ぼす内容ではない。

### 論点 7 適用指針－範囲と定義

- AG 3 項は事業モデルについて言及しているが、「自身の業務」という表現は使わなくなった。事業モデルの定義を見ると非常に幅広く、初見の読者は、我々が公的部門の役割を切り分けていることが理解できないと思う。そこで、AG3 項を明確に再構成すべきである。→AG3 項を削除してはどうか。→AG3 項は9 月会議の議論の結果であり、重要なので削除には反対。AG3 項の表現をより明確にすべきである。→同項の最初の文の削除に賛成。これは一種の前書きであり、規範性のある本文とは無関係である。二つ目の文については、事業モデルが何を意味するのかを明確化した方がよい。→事業モデルの定義は既に存在しているので、AG でもそれを繰り返せばよい。
- 事業モデルの定義について懸念がある。事業モデルが「自身の業務」とどのように関連し、政策プログラムとどのように関連するのかを明確にする必要がある。→改訂された用語を使用する理由を BC で説明できるかもしれない。→BC35 項とそれに先立つ事業モデルに関する BC について見直しを検討する。

### 論点 10 結論の根拠－背景

- BC21 項に関連して、IFRS S1 号と S2 号は完全に整合しているのか確認したい。まだ整合が取れていない個所がいくつかあると思う。整合性が取れていない個所について何か選択をした場合には、その点を明示し、理由を明示する必要がある。現時点ではそのような説明が不十分である。

### 論点 11 結論の根拠－定義

- IG1 項を修正し、資本配分（capital deployment）に関する説明欄を追加している。追加された例のうち、2つ目に懸念がある。助成金は、官民連携プログラムで得られるものであり、排出量削減のために行動変容を促す助成金を誰かに与える政策プログラムではない。2つ目の例は削除すべき。→了解。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSASB SRS 第1号「気候関連開示」草稿の修正は適切に行われている。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ又は補助金を通じて交付された気候関連投資に関する、資本配分に関する例を削除する。</li> <li>AG 及び規範性のないガイダンス（特に、主体の事業モデルにおける活動に関するガイダンス）を通じて、IPSASB SRS 第1号草稿の範囲を明確化する。</li> <li>IPSASB SRS 第1号草稿をレビューし、IFRS S2号「気候関連開示」からの全ての離脱は、公的部門特有の相違点を適切に反映するものであることを確認する。</li> </ul>

#### (4) 最終文書草稿 改訂版の通しレビュー

最終文書草稿について、セクション別の通しレビューを行った。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 本文第13項はAG21項に移動している。民間と公的部門では時間軸が大きく異なる点について、何らかの教育資料が必要と思う。→現時点では十分な情報がない。今後の検討課題。
- 本文第26項の(g)(ii)とIFRS S2号には違いがある。S2号はパーセンテージで表しているが、ここでは金額が明記されている。なぜ異なるアプローチにしたのかを理解する必要がある。→説明を追加する。
- AGを初めて読む人のために、「挿入」「重要性がある」の用語を適宜追加してはどうか。AG4項の2つ目の文章で「重要な気候関連リスクの開示」と明記することで理解が深まると思う。→変更するたびに民間との違いについての説明が必要になる。重要性に関する恣意的な操作は避けたい。→BCが適切かもしれないが、IPSASを使っていない利用者も想定して、AGの冒頭で何らかの注意を促してはどうか。→BCで対応することは可能だが、それ以上は深追いしない。
- B.AG24項について。公的部門の一般目的財務報告書の主要な利用者について、未だに誤解がある。例えば納税者であることや社会の一部を代表していることを理由として、ロビー団体が主要な利用者であると主張する者がいる。→IPSASBの役割は原則の明確化であり、適用対象者を限定または規定することはない。

- B.AG56 項について、米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）はリストに含めるべきか。→持ち帰り検討する。
- 教育資料を作成する件について、それは基準自体に組み込まれるのか。資料はどのような内容になるのか。→12 月会議で構想を提示し、2026 年にかけて議論を継続する。
- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の教育資料は、公的部門にも役立つ内容である。

### 3. IPSAS と GFSM の関係の強化（アジェンダ 3）

#### (1) 本プロジェクトの目的と、これまでの進展

本プロジェクトは、IMF が公表している「政府財政統計マニュアル」（GFSM）2014 に基づく報告を行う際に役立つように、IP SAS に会計方針の選択に関する規範性のないガイダンスを定めることを目的としている。

2025 年 3 月の会議でプロジェクト概要書<sup>8</sup> を承認し、公開草案の開発の方向性について議論を行った。同年 9 月の会議で、公開草案の草稿の一部を検討した。これまでの進展については、本報告記事の巻末「参考情報その 2」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

#### (2) プロジェクトの周知活動とガイダンスの手引き（3.2.1）

2025 年 9 月会議の指示事項に基づいて修正された、公開草案第 94 号「IP SAS と政府財政統計マニュアル 2014 の関係」の修正稿（以下、ED 草稿という。）について、次の 2 つの重点項目の説明があり、その後、ED 草稿のレビューを行った。

- プロジェクトの目的と意図を関係者にどのように伝えるか。
- 公開草案草稿の構成とその紹介方法

ED 草稿に対するメンバーの主なコメントは次のとおり。

- 冒頭のコメント募集の説明文において、規範性のない（non-authoritative）ガイダンスとは何を意味しているか、脚注を付けるべきである。多くの利用者は、規範性の有無にかかわらず、IP SAS に記載されている内容をそのまま使用している実態がある。→有益なコメントである。
- BC18 項の記載が過度に単純化されている。同じ情報に対して、会計方針を適用した結果と、統計学的手法を適用した結果は大きく異なることに留意すべき。この情報は誰のものか、という根本的な問いに立ち返るべき。
- BC19 項は、IG の質問内容と整合しておらず、実施方法を論じる BC23 項とも整合性が取れていない。→プロジェクト概要書に基づく記載だが乖離が生じている。調整が必要。
- IP SAS 第 1 号との整合性について懸念がある。先日公表した「作業計画コンサルテーション」のスタッフ文書（プロジェクト候補の一覧文書）では、会計報告と統計的提示は根本的に異なり、決して整合できないと記載されている一方で、この ED 草稿では概ね整合

<sup>8</sup> プロジェクト概要書 <https://www.ipsasb.org/consultations-projects/strengthening-linkages-between-ip-sas-standards-and-gfsm>

していると述べている。この矛盾を解消する必要がある。また、複数の文章で「依然として (still)」という文言が使用されているが、現状があたかも最善ではないような印象を受けるので削除すべきである。

- IG の設問の間で、回答の展開方法が統一されていない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>プロジェクトの周知活動とガイダンスの手引きの強化について、事務局の提案を受け入れる。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>ED 第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の関係 (IPSAS 第 22 号の修正)」のプロジェクトの沿革のセクションに、注記を追加し、IPSAS における規範性のあるガイダンスと規範性のないガイダンスに関して説明する。</li><li>BC19 項の小項目を BC23 項の小項目と整合させる。</li></ul>

以上

## 参考情報その1（2025年10月31日時点）

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	<a href="#">リンク</a>
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	<a href="#">リンク</a>
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	<a href="#">リンク</a>
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	<a href="#">リンク</a>

### 1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の改善 2023	2024/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
「コンセッショナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
2024 年版ハンドブック	2024/12	<a href="#">リンク</a>	—
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
2025 年版ハンドブック	2025/05	<a href="#">リンク</a>	—
IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正	2025/08	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
国際公的部門財務アカウンタビリティ・インデックス	2025/09	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
「重要性がある」の定義（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）	2025/10	<a href="#">リンク</a>	執筆予定

### 2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

[「国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～」（2022/03）](#)

### 3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023年改訂版）	2025/06	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版） (2021 年ハンドブック版)	2018/03	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示	2022/08	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書		
IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬		
IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響		
IPSAS 第 5 号 借入コスト		
IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益		
IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告		

上記の他、未公表の仮訳を多数作成している。必要な場合は日本公認会計士協会（非営利グループ）まで問い合わせされたい。

### 4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	<a href="#">リンク</a> <a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	なし
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	なし
公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」	2024/08	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 91 号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS 第 33 号の修正）	2024/08	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第93号「「重要性がある」の定義」 (IPSAS第1号、IPSAS第3号、及び概念フレームワークの修正)	2025/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定	なし
作業計画コンサルテーション	2025/10	<a href="#">リンク</a>	執筆予定	検討中

## 5. 過去のIPSASB会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	<a href="#">リンク</a>
2024/05	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2024/06	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2024/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	<a href="#">リンク</a>
2024/12	サウジアラビア／リヤド	<a href="#">リンク</a>
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントンD.C.	<a href="#">リンク</a>
2025/04	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2025/06	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2025/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2025/09	ポルトガル／リスボン	執筆予定

## 6. IPSASBのボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA理事、元財務省	2016※
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元FASAB、元KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023

## 参考情報その 1

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025

※ Ian Carruthers 議長の任期は 2025 年末まで。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

## 参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

なお、各会議におけるメンバーの発言メモは膨大な量なので、ここでは割愛している。個別の発言メモについては、過去の各会議の報告記事を参照されたい。

アジェンダ1 有形天然資源

アジェンダ2 気候関連開示

アジェンダ3 IPSASとGFSMの関係強化

### アジェンダ1. 有形天然資源（今回の会議の記事は[こちら](#)）

#### 1. CPの開発（2020年3月～2022年3月）

2020年3月の会議でプロジェクト概要書<sup>9</sup>を承認した。2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」<sup>10</sup>を承認、同年5月に公表した。

#### 2. EDの開発（2022年3月～2024年9月）

2023年3月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024年9月会議でED第92号「有形天然資源」<sup>11</sup>を承認、同年10月に公表した。コメント募集期限は2025年2月28日。

#### 3. 最終文書の開発を開始 2025年4月会議

##### (1) ED第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントの予備的レビュー（1.2.1）

事務局がED第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターが49通であったこと、及びコメントレターを「賛成」、「部分的に賛成」、「反対」、「コメントなし」、の4種類に分類したことなどを説明した。今回の会議では、ED第92号のコメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレターに基づき、事務局が作成した分析資料について、メンバーから自由な発言を求め、その結果に基づいて今後の検討課題を明らかにする。

##### (2) SMC1：範囲 に寄せられたコメント（1.2.2）

SMCの説明は省き、SMC1に寄せられたコメントレターに関する事務局の分析資料についてメンバーの意見を求めた。事務局が挙げた論点の他に、次のような論点がコメントレターで提起されているとの意見が出た。

- 単独の基準書を作るのではなく有形固定資産の内訳項目にすべきである。
- 概念フレームワークの原則を変更せずに有形天然資源の基準書は作れない。

<sup>9</sup> 天然資源のプロジェクト概要書

<sup>10</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

<sup>11</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第92号「有形天然資源」の解説](#)

- 将来世代の便益は保全のための便益の一部なのか、それとも保全のための便益は将来世代の便益の一部なのかを明確にする必要がある。
- 電波は有形天然資源に分類すべきである。

### (3) SMC5 : IPSAS 第 45 号「有形固定資産」との相互参照 (1.2.6)

SMC5 に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーからは、次のような意見が出た。

- アジェンダ・ペーパー (1.2.6 の第 4 項) で、IPSAS 第 45 号の原則への相互参照がある場合、測定ガイダンスの適用において混乱が生じる可能性があるというコメントを「部分的合意」に分類している。もし IPSAS 第 45 号の原則を相互参照のみで適用すると混乱が生じるという意見を「部分的合意」に分類して良いのか。

SMC6~8 (1.2.7~1.2.9) の分析資料については、特に意見が出なかった。

### (4) ラウンドテーブルとの関係

各アジェンダ・ペーパーに共通する内容として、コメントレターの意見が地域別に開催されたラウンドテーブルで得られたフィードバックとはかなり異なっていることについて、何か IPSASB として対応する予定があるのかという質問があった。

<b>1.2.2~1.2.9 に関する事務 局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独の基準書の策定に反対した回答者の主張を分析した資料を作成し、まだ IPSASB が議論していない重要な論点を提起しているかどうか、及び、IPASB が当初の見解を見直すきっかけとなる可能性があるかどうかを確認する。</li> <li>基準書の適用範囲に関する議論を踏まえ、期待ギャップが生じる可能性のある分野について、IPASB の見解を最も効果的に伝える方法を検討する。</li> <li>「保全」の意味を明確にし、特に将来世代のために特定の天然資源を保有することが含まれるかどうかを明確にする。</li> <li>「結論の根拠」で、電磁スペクトル（電波帯）には物理的な実体がないため、有形天然資源とはみなさない理由を説明する。</li> <li>IPASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。</li> </ul>
---	---

### (5) 主要な検討課題と、今後の進め方 (1.2.10)

主要な検討課題と今後の進め方について、メンバーからは次のような意見が出た。

- 期待ギャップが横断的なテーマとなる。第 1 に、プロジェクト目標については、鉱物資源や水資源を扱うべきであるという期待がある。第 2 に、多くのコメントレターは、貸借対照表

上に計上される天然資源はそれほど多くないという認識を持っている。第3に、資源の管理責任におけるより広範なアカウンタビリティについて。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次回（2025年6月）の会議で、詳細なプロジェクト計画を提示する。</li> <li>• 範囲、定義、プロジェクト目標の明確化、IPSASBの概念フレームワーク、そして独立した基準の策定に関する検討など、横断的な課題に関する分析結果を次回の会議で提示する。</li> <li>• 残りの課題に関する議論は、その後の会議で行う。</li> </ul>
---------	---

#### 4. 2025年6月会議

##### (1) ED 第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画（4.2.1）

事務局が今後の作業計画について説明を行った。まず、ED 第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターに基づいて、論点の検討を2025年6月と7月の会議で行う。9月会議で最終文書の草稿、10月会議でコメントレターに対するフィードバック文書をそれぞれ検討し、12月会議で最終文書を承認する予定である。

##### (2) ガイダンスの位置づけに関するコメントの分析（4.2.2）

ED 第92号は、有形天然資源に関するガイダンスを単独のIPSASとして策定することを提案していた。ED 第92号に寄せられたコメントレターを分析した結果、引き続き、単独のIPSASとして最終文書を開発することが提案された。

メンバーの意見が大きく分かれたので、挙手による評決を行った。単独の基準書とする事務局案には賛成が13名、反対が1名、保留が2名だった。単独の基準書とすることが決定した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有形天然資源に関するガイダンスは、個別のIPSAS基準書とする。</li> </ul>
------	--

##### (3) 範囲（4.2.3）

ED 第92号は、他のIPSASの範囲に含まれる天然資源を除いた有形天然資源を対象範囲とする、残余基準の考え方をとっていた。対象となる有形天然資源の代表例は、「保全」目的で保有する有形天然資源であるが、その他の有形天然資源も含まれる余地があった。しかし、ED 第92号に寄せられたコメントレターからは「保全」目的で保有する有形天然資源以外の実例は示されなかつた。事務局は、この結果を受けて、最終文書は「保全」目的で保有する有形天然資源のみを対象とすることを提案した。

挙手投票が行われ、全員が事務局の提案に賛成した。基準書の対象は、公開草案当時よりも狭く、「保全」目的で保有する有形天然資源に限定されることが決まった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終文書となる IPSAS 基準書の範囲セクションでは、保全目的で保有する有形天然資源に焦点を当てていることを明確にすべきであり、表題やガイダンスを合わせて修正すべきである。</li> </ul>
------	---

#### (4) 「保全」目的で保有する有形天然資源の定義（4.2.4）

事務局はアジェンダ 4.2.3 で述べた「保全」に関連して、以下の事項を提案した。

- 最終文書に「保全」目的で保有する有形天然資源の定義案を追加する。定義案（下枠内を参照）は、ED 第 92 号の有形天然資源の定義と、「保全」の説明文を組み合わせている。

保全目的で保有する有形天然資源とは、財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように管理されている有形の天然資源をいう。

- 「保全」の意味を明確にし、「保全」目的で保有されている有形天然資源と、それ以外の目的で保有されている有形天然資源との違いを説明する。
- 有形天然資源の定義文における「自然に発生している」ことの意味を明確にする。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全のために保有される有形天然資源の定義と関連する適用指針を短縮し、「結論の根拠」で説明する。改訂された定義と関連する指針は、他の重要な決定が行われた後の会議で IPSASB に提示する。</li> </ul>
---------	--

#### (5) プロジェクトの目的、期待ギャップ、概念フレームワークの様々な側面（4.2.5）

事務局は、以下の事項に関する「結論の根拠」の説明文を修正することを提案した。

- IPSASB は天然資源に関して、IPSASB の概念フレームワークに定める資産の定義を満たすものを資産として認識することを意図している。この点について「結論の根拠」における説明をより明確にする。その結果、天然資源の全体のうち資産として認識される天然資源はご
- 適用指針と適用ガイダンスを修正し、有形天然資源の資産認識規準が、他の IPSAS や概念フレームワークと整合していることを明示する。また、認識規準についてカナダ等の先住民から寄せられた意見も反映する。
- 有形天然資源に対する監督権（stewardship rights）や責任に係る開示規定を明確にする。
- 有形天然資源の保全が、IPSASB の概念フレームワークで規定するサービス提供能力にどのように結びつくのかを「結論の根拠」で説明する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「結論の根拠」において、保全のために保有される有形天然資源に関する IPSAS 基準書の目的を明確にし、当該基準書が将来的に IPSASB による天然資源に関する非財務報告ガイダンスの策定を妨げるものではないことを説明する必要がある。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形天然資源の認識と測定に、会計処理単位が及ぼすインパクトについて明確化する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>未採掘の地下資源の認識が難しいことについて、フィードバック文書の概念フレームワーク関連の部分で説明する。</li> <li>スチュワードシップの決めに関する開示規定をアカウンタビリティの文脈で明確化し、適用ガイダンスで当該決めを分析する必要性を説明する。</li> <li>概念フレームワークで想定されているように、保全がどのようにサービス提供能力につながるか、を説明する適用指針を開発する。</li> </ul>
--	--

## 5. 2025年7月会議

### (1) ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画 (2.2.1)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。特にコメントはなかった。

### (2) 減価償却 (2.2.2)

ED 第 92 号は、その対象範囲の有形天然資源は、使用や消費の対象ではないので、無期限の耐用年数を有するという反証可能な推定を置いていた。賛成意見が多く寄せられたことを踏まえ、事務局はこの反証可能な推定を最終文書でも維持することを提案した。

また、推定が反証される場合を説明する適用指針 (AG) を追加すること、及び、反証可能な推定が IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の減損規定とどのように関係するのかを説明する適用指針を追加することも提案した。

合意が得られたとして、事務局提案に基づいて進めることになった。事務局は 9 月会議に向けて草稿を修正する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全目的で保有する有形天然資源は無期限の耐用年数を有するという反証可能な推定は保持すべきである。</li> <li>推定が反証される場合と、IPSAS 第 21 号との関係が適切であることを説明するために適用指針を追加する。</li> </ul>
------	--

### (3) 希少な又は絶滅の危機にある資源に関する開示の例外規定 (2.2.3)

ED 第 92 号は、資源が希少な場合や絶滅が危惧されているような場合を念頭に、本文第 51 項で開示規定を提案し、「結論の根拠」の BC51 項でその理由を説明していた。この論点について ED 第 92 号はコメント募集事項 (SMC) を設け、関係者のコメントを求めていた。

51. 稀なケースでは、第 45 項から第 50 項によって要求される情報の一部又は全部の開示によって、有形天然資源がさらに危険にさらされたり、劣化したりする可能性がある。そのような場合には、主体は、情報を開示する必要はないが、特定の情報が開示されない事実及びその理由と合わせて、当該有形天然資源の一般的性質を開示しなければならない。

BC31. 状況によっては、希少な又は絶滅の危機にある有形天然資源に関する情報の開示は、それらのさらなる危機的状況や悪化につながる可能性がある。例えば、絶滅の危機にある種の数や生息地に関する情報は、違法な密猟につながる可能性がある。この懸念に対応するために、IPSASBは、主体がそのような情報の開示を制限することを認めるなどを決定した。このアプローチは、他の当事者との紛争で主体の立場を不利にする可能性のある情報の開示についての免除規定を有するIPSAS第19号に類似している。

関係者から賛成意見が多く寄せられたことに基づき、事務局はED第92号の上記の提案を維持することを提案した。また、「希少な又は絶滅の危機にある」の用語を説明すること、どのような場合にこの例外規定が適用されるのかについてのガイダンスを追加すること、具体的にどの開示項目を免除するのかについての適用指針を追加することも提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少な又は絶滅の危機にある資源に関する開示免除規定と、希少又は絶滅の危機にあるとは何か、を説明する適用指針案は適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少な又は絶滅の危機にある資源に関する一定の開示の免除規定を、認識済みの有形天然資源と未認識の有形天然資源の両方に拡大する。</li> </ul>

メンバーの意見はおおむね事務局提案を支持する内容であり、積極的な反対意見は出なかった。よって事務局提案通りに進めるとともに、「結論の根拠」において、議論の内容を説明する。

#### (4) IPSAS第45号「有形固定資産」との相互参照（2.2.4）

ED第92号には、交換取引における原価の算定方法について独自の規程を置かず、IPSAS第45号「有形固定資産」を参照する構造になっていた。しかし、ED第92号とIPSAS第45号では対象とする資源の範囲が異なるので、利用者に混乱が生じるおそれがあるとの指摘があった。

そこで事務局は、ED第92号からIPSAS第45号への相互参照を削除し、交換取引における原価の算定に関するガイダンスと、保全目的で保有されている有形天然資源に特に適用される現在操業価値の開示規定を有形天然資源の最終文書で定めることを提案した。

メンバーからは事務局提案を支持する旨のコメントがあった。他には特に意見は出なかつたので事務局提案通りに進めることができた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS第45号への相互参照の削除案と、保全目的の有形天然資源に特有の測定と開示のガイダンスの追加案は適切である。</li> </ul>
------	--

#### (5) 経過措置（2.2.5）

ED第92号では、有形天然資源の認識について、基準の適用開始時点での認識規準を満たしている有形天然資源には、修正遡及アプローチか、IPSAS第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び

「誤謬」に基づく完全遡及アプローチを選択することを認めていた。この提案には多くの関係者が賛成していた。

他方、有形天然資源が資産の定義を満たすものの、その現在価値が信頼性をもって算定できない場合、ED 第 92 号の第 10 項及び第 55 項は、一定の定性情報の開示を義務付けており、当該資源は、当該資産が信頼性をもって測定可能になるまで認識されないこととされていた。事務局は、この要求事項は、基準の適用開始時にも適用されることを経過措置で明確化することを提案した。

特にメンバーからコメントはなかったので、合意が得られたとして進めることになった。事務局の考えは「結論の根拠」で説明する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置を保持し、有形天然資源が資産であるが、本基準書の初度適用時には信頼性をもって測定できない場合には、開示のみが要求されるということを明確にする。</li> </ul>
------	---

#### (6) 遺産資産に関する修正（2.2.6）

ED 第 92 号では、一部の有形天然資源は IPSAS 第 45 号「有形固定資産」の範囲内の遺産資産と重複するので、IPSAS 第 45 号 AG2 項の遺産資産に関する説明文から「環境」又は「自然」の特徴をもつ遺産資産を除く、という文言を削除することを提案していた。

多くのコメントレターはこの提案に賛成していたが、有形天然資源が IPSAS 第 45 号の範囲に収まる場合には、自動的に ED 第 92 号の範囲外になってしまうので、ED 第 92 号で文言を削除すると「環境」又は「自然」の特徴を持つ資産は、全ての IPSAS の範囲から外れてしまうという指摘があった。

そこで事務局は ED 第 92 号で提案していた削除提案を取り下げることを提案した。

議長のまとめでは、一般的な有形固定資産と遺産資産の違いについて、定義によるのではなく、本文の中で詳しく説明することを支持する考え方方が多かったという印象である。有形固定資産なのか、保全のために保有する資産なのかという点について、より明確に説明する必要がある。しかし、遺産と有形固定資産の区別についてここであまり踏み込むべきではない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産資産に関する記述を削除するという修正案は取り下げる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終文書となる IPSAS の定義と範囲のセクションのガイダンスを通じて、保全目的で保有する有形天然資源と遺産資産を区別する。</li> </ul>

#### (7) 適用ガイダンスと設例の追加（2.2.7）

事務局は、現在価値の決定に関する設例を 2 つ追加することを提案した。

- 類似の土地の評価に基づき、保護区の土地の現在価値を算定する方法を示す設例。2 つの地方政府の財務諸表の開示例に基づいている。

- 類似の資産の開発原価の累計額に基づいた現在操業価値の推計の設例。ED 第 92 号の IG27 項では、苗木の取得、植林、成木への育成にかかる推定コストを累計することにより、保全目的で保有されている森林を評価する方法を論じている。この前提に基づく設例である。

特に反対意見は出なかったので、2つの設例を追加することになった。

決定事項	• 測定に関する設例案を策定する。
------	-------------------



#### (8) 認識と測定に会計処理単位が及ぼす影響 (2.2.8)

ED 第 92 号は、会計処理単位について、その性質やリスク、資産の保有目的に応じて会計処理単位を合算又は分解することを本文で定めている他、適用指針と適用ガイドラインに関連するガイドラインを提案している。事務局は、ED 第 92 号のこれらのガイドラインを最終文書でも維持することを提案した。

議長は、メンバーの意見について、会議外で協議し、草稿に反映するように指示した。ただし、例をどんどん増やすことは混乱を招くので賛成しない。

事務局への指示	• 会計処理単位に関する具体的な設例を策定するため、メンバーと協働する。
---------	--------------------------------------



## 6. 2025 年 9 月会議

#### (1) 最終文書の策定に向けた作業計画 (6.2.1)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。2025 年 10 月のオンライン会議で草稿修正版のレビューを行い、12 月会議で最終文書を承認する予定である。質疑はなく次の審議事項に進んだ。

#### (2) 「保全目的で保有する有形天然資源」の定義案 (6.2.2)

事務局は、次の 3 項目を提案した。

- 保全目的で保有する有形天然資源の定義の修正案

6 月会議時点の定義案	今回提案された定義案
保全目的で保有する有形天然資源とは、財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように管理されている有形の天然資源をいう。	保全目的で保有する有形天然資源とは、自然に生じる有形資産で、その劣化を防ぐように管理されているものをいう。

- 「天然資源」と「有形天然資源」の定義を削除する。
- 適用指針を修正して、「劣化 (degradation)」の概念と、「保全 (preservation)」の用語について説明する。また、有形天然資源が「保全目的で保有」されているかどうかの判断は主体が当該資産を保有する主な目的によることを説明する。

事務局による「自然に発生する有形資産で、劣化を防ぐために管理されているもの」という用語定義について投票を行い、12名が賛成したので、事務局案で進めることが決定された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全目的で保有する有形天然資源の定義は、「自然に発生する有形資産で、劣化を防ぐために管理されているもの」とする。</li> <li>「天然資源」及び「有形天然資源」の用語定義は削除すべきである。</li> <li>保全（conservation）と保護（preservation）の重複に関する適用指針案は適切である。</li> <li>下記の適用指針の修正を条件として、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」における「遺産資産」の記述は、ED 第 92 号で提案したとおりに修正すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全の文脈における「管理」及び「劣化を防ぐ」の意味を説明する適用指針を策定する。</li> <li>「遺産資産」と「保全のために保有される有形自然資源」の区別に関する適用指針を修正し、遺産資産の記述の修正版との関連性を明確にする。</li> </ul>

### (3) 最終文書の草稿の修正点 (6.2.3)

事務局は、2025年6月会議と7月会議の決定事項と指示事項に基づき、ED 第 92 号を修正して最終文書の草稿を起草した。主な修正は以下のとおり。

トピック	修正の内容
範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全目的で保有する有形天然資源が対象であることを明示</li> <li>保全の意味を説明するために適用指針を追加</li> <li>範囲と保全に関する適用ガイダンスを統合して、保全目的で保有する資源と他の IPSAS の範囲内の資源を区別する方法を説明</li> <li>「保全目的で保有」の語句を文書全体に追加</li> <li>「財務能力」と「公正価値」に関する言及箇所を削除</li> </ul>
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全目的で保有する有形天然資源の新しい用語定義を導入</li> <li>有形天然資源と天然資源の用語定義を削除</li> </ul>
会計処理単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>概念フレームワークに基づいた会計処理単位のガイダンスを追加</li> <li>適用指針のガイダンスや例を修正して保全に焦点を当てる</li> <li>会計処理単位に関する適用ガイダンスは適用指針と重複するので削除</li> </ul>
測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>原価の算定に関する IPSAS 第 45 号のガイダンスへの相互参照は、IPSAS 第 45 号に基づきつつ保全に適するように策定したガイダンスに置き換え</li> </ul>

## 参考情報その2

トピック	修正の内容
希少な又は絶滅の危機にある資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示によって絶滅の危機が悪化する場合には、資源の位置、数量、帳簿価額の開示は不要とする</li> <li>未認識の資源の開示に関する免除規定を拡充</li> <li>「希少な又は絶滅の危機にある」の判断に関する適用指針を追加</li> </ul>
現在価値の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在価値の開示に関する IPSAS 第 45 号への相互参照は、IPSAS 第 45 号に基づきつつ保全に適するように策定したガイダンスに置き換え</li> </ul>
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準書の初度適用時に資産の定義を満たすが、信頼性の高い測定ができない資源には、開示のみが要求される旨を、経過措置で明確化する</li> </ul>
耐用年数の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の耐用年数が無期限なのか有限なのかの評価に関する駆用指針を追加</li> </ul>
IPSAS 第 33 号の 2025 年改訂版の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS 第 33 号の 2025 年改訂版に対する修正を追加</li> </ul>
結論の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準書の目的を明確化するとともに、電磁スペクトラムは物理的実体がないので無形資産であることを説明</li> <li>上述した修正項目について説明</li> </ul>
スチュワードシップ契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>スチュワードシップ契約に関するガイダンスを追加</li> </ul>
現在操業価値の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケット・アプローチとコスト・アプローチを用いた現在操業価値の算定例を追加</li> </ul>

ここでは議案書に記載された個々の修正別の検討ではなく、最終文書草稿のページ毎のレビューを行った。

### <レビューのまとめ>

- 10月の再審議の際に提示する修正稿は、今回提示した草稿上の修正履歴は溶け込ませ、今日の修正コメントに対応する部分を修正履歴で表示する。
- 遺産資産については、現在 IPSAS 第 45 号で認識しつつ、遺産資産として使用しているものを有形天然資源の基準の対象に移動することはない。現在、2つの基準書で項目を認識している場合には、どちらに分類すべきかを検討すべきことを説明しているだけである。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用指針において、保全目的で保有されている有形天然資源の「現在価値の測定基礎」として適用可能な唯一の測定基礎は「現在操業価値」であるという説明は適切であり、本文に盛り込むべきである。</li> <li>残存価値への言及は維持し、「結論の根拠」において説明を加えるべきである。</li> <li>適用指針のフローチャートは削除すべきである。</li> </ul>
-------------	---

## 参考情報その2

<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• ボードメンバーによる修正提案を IPSAS 案に反映する。</li><li>• 当初認識後の支出の認識に関する適用指針の本文内における配置を変更し、関連する設例を作る。</li><li>• 事実と状況の変化に伴う会計処理単位の見直しに関する設例を作る。</li><li>• 資産の交換に関する適用指針を説明する適用ガイドを作成する。</li><li>• 新基準の範囲に対応するため、地下資源に関する適用ガイドを改訂する。</li></ul>
----------------	--

## アジェンダ2. 気候関連開示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. CP の開発（2022年3月会議）

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022年1月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」<sup>12</sup>において、IPSASBに対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022年3月のOECDの財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASBはサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置づけて、2022年3月会議で1日以上の会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>13</sup>（以下、CP）の検討及び承認を行った。その後、2022年5月に同CPを公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

### 2. 派生プロジェクト：サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述したCPとは別に、IPSASBは短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行のIPSASBのガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023年3月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG第1号及び第3号の修正」を承認し、2023年5月に公表した。

内容としては、RPG第1号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第3号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG第1号及び第3号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

### 3. ED の開発（2022年10月会議～2024年6月会議）

2022年10月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024年9月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第1号「気候関連開示」<sup>14</sup>を承認し、2024年10月に公表した。コメント募集期限は2025年2月28日。

### 4. 最終文書の開発を開始：2025年3月会議

SRS ED第1号に寄せられたコメントレターを分析する方法について議論を行った。コメントレターの分析を行い、主要な論点を分類するにあたり、柔軟性と透明性を確保することが

<sup>12</sup> 英語原文。[Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

<sup>13</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

<sup>14</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」の解説](#)

決定された。また、プロジェクトの各段階の進行に合わせて（原則だけでなく）解釈に関する論点も並行して検討することが事務局には指示された。

## 5. 2025年4月会議

### (1) プロジェクトの全体像 (2.2.1)

事務局が SRS ED 第1号「気候関連開示」に関するこれまでの進展と、幅広い関係者から寄せられたコメントレターが96通にのぼったことを説明した。IPSASBの文書に寄せられたコメントレターとしてはかなり多い結果であり、幅広い关心を集めめたことの証左である。今回の会議では、SRS ED 第1号の各コメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレターに対する事務局の分析資料（各アジェンダ・ペーパー）について、メンバーから自由な意見を求め、今後の検討課題となる分野横断的なテーマと主要論点を明らかにする。

メンバーからは、アジェンダ・ペーパーに基づいて論点を提起するために与えられた時間が短すぎるので、今後の会議においても論点を提起することが認められるべきであるというコメントがあった。

### (2) SMC 2 自身の業務 (2.2.3)

アジェンダ・ペーパーの内容説明は省かれ、SMC 2に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーの意見を求める。

### (3) SMC3 政策プログラムの範囲 (2.2.4)

SMC 3に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーの意見を求める。

### (4) SMC 4から SMC 6 定義、戦略、指標と目標 (2.2.5～2.2.7)

SMC 4から SMC 6 はまとめて議論された。SMC 7から SMC 9 の分析資料については、意見が出なかった。

### (5) SMC10 その他のコメント (2.2.11)

SMC 10に寄せられたコメントレターの分析結果について、メンバーの意見を求める。

<b>2.2.2～2.2.11 に関する事務 局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSASB メンバーが指摘した以下の重要な論点について、コメントレターの内容が、今後の会議資料や最終文書草稿の「結論の根拠」に十分に反映されていることを確認する。<ul style="list-style-type: none"><li>IFRS S2号の民間セクター向けのガイダンスとの整合性（特に、コメントレターと地域別ラウンドテーブルで強調された利点に関して）</li></ul></li></ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候関連の政策プログラムに関する、経過措置とトレードオフの決定に関する正当性</li> <li>・ 公的部門関連の記載が占める割合</li> <li>・ IPSAS の採用とは独立して IPSASB SRS を採用することの潜在的な影響</li> <li>・ 特定のコメント募集事項（SMC）への未回答率が高い理由について、さらに検討し、潜在的な理由を分析する。</li> <li>・ IPSASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。</li> </ul>
--	--

## (6) テーマの分類と、今後の進め方 (2.2.12)

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回（2025年6月）の会議において、単一の基準書を策定するか、又は個別の基準書を策定するかという課題を含む、詳細なプロジェクト計画を提示する。</li> <li>・ 次回の会議において、「自身の業務」に関する原則の論点について分析を提示する。</li> <li>・ 「政策プログラム」に関する原則の論点については、その後の会議の課題とする。</li> </ul>
---------	---

## 6. 2025年6月会議

## (1) 気候関連開示プロジェクトの全体像 (5.2.1)

事務局が SRS ED 第 1 号に関して 2025 年 4 月会議で行った論点検討の振り返りと、今回検討する主な論点について説明した。メンバーからのコメントはなかった。

## (2) 共通論点：基準書を 1 つにまとめるか 2 つに分けるか (5.2.2)

SRS ED 第 1 号は、IFRS S2 号「気候関連開示」に基づく「自身の業務」に関する開示のガイダンスと、公的部門の規制当局側としての役割に基づく「政策プログラム（PPP）」に関する開示のガイダンスの 2 つの開示を単一の基準書にまとめて提案していた。

この提案には賛否両論の意見が寄せられ、事務局は、以下の 4 つの観点から総合的に比較検討を行った。結果、気候関連開示の基準書を 2 つに分けること、かつ、「自身の業務」の基準書の開発を優先すること、を提案した。

判断規準	基準書を分けた方が良いか
1. ガイダンスの明瞭性	分けた方が良い
2. ガイダンスの公表の適時性	分けた方が良い
3. 「自身の業務」と「政策プログラム」の統合アプローチ	まとめた方が良い

4. 作成者による基準採用と実装における有用性	分けた方が良い
-------------------------	---------

最後に挙手投票を実施した。16名全員賛成で、基準書を2つに分けることが決定した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の反応と実務的な検討に基づき、このプロジェクトは別々の基準書の開発として進める。</li> <li>2つの基準書の開発は次の2段階で行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>フェーズ1 自身の業務</li> <li>フェーズ2 政策プログラム</li> </ul> </li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>SRS ED 第1号で提案したガイダンスと当該EDに寄せられた意見に基づいて、公策プログラムのフェーズ2の工程表を含め、2つの基準書を策定するというIPSASBの決定を関係者へ伝える。</li> </ul>

### (3) 自身の業務：IFRS S2号との整合性確保（5.2.3）

SRS ED 第1号の「自身の業務」に関するガイダンスは、IFRS S2号に基づいて作られている。関係者から寄せられたコメントレターには賛成意見が多かったことを踏まえ、事務局は、引き続きこの方針を維持することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自身の業務」の原則は、公開草案で提案した公的部門に固有のガイダンスを維持しながら、引き続き IFRS S2号と整合させる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS S2号が継続的に改訂されていることについて、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)とのコミュニケーションを維持し、最新の動向を監視する。</li> </ul>

### (4) 自身の業務：GHGプロトコルの使用（5.2.4）

SRS ED 第1号で提案した「公的部門の主体は、他の方法がより適切な場合を除き、GHGプロトコルを使用して温室効果ガスの排出を報告する」という反証可能な推定には、多くのコメントレターが賛成の意見であった。この結果を踏まえ、事務局は当該推定を維持することを提案した。

公開草案で提案した「反証可能な推定」に基づいて作業を進めることで合意した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じて別の方法論がより適切である場合を除き、主体は「温室効果ガスプロトコル事業者排出量算定報告基準（2004年）」を使用するという反証可能な推定を維持すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界資源研究所(WRI)と連携し、GHGプロトコルを更新する際に公的部門のニーズを考慮するように働きかける。</li> </ul>

### (5) 自身の業務：スコープ3の温室効果ガス排出（5.2.5）

事務局は、SRS ED 第1号で提案した、スコープ3の温室効果ガス排出に関する開示規定を維持すること、及び、当該開示への移行期限を延長することを提案した。

議長が総括した意見としては、スコープ3から離脱する公的部門特有の理由は見当たらないと思われる。様々な不確定事項はあるが、原則としてスコープ3を開示対象として維持する。IPSAS第33号「発生主義国際公会計基準の初度適用」の改訂作業を行っているところなので、当該プロジェクトから追加で取り込める資料がないかも検討する。IASBやGHGの更新において何が起きているのかも把握する必要がある。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコープ3の温室効果ガス排出に係る開示規定を維持する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準公表後の導入フェーズにおいて、公的部門の文脈でスコープ3を適用するためのガイダンスの策定を検討する。</li> </ul>

### (6) 全般的な要求事項：IFRS S1号との整合性確保（5.2.6）

事務局は、SRS ED 第1号における全般的な要求事項の規定を IFRS S1号と整合させるという方針を維持することを提案した。また、全般的な要求事項の原則に関して提起された論点に、継続的に対処することも提案した。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付録B「全般的な要求事項」を IFRS S1号の関連する個所と整合させるという提案を維持する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使いやすさと明瞭性を向上させるため、本文において付録B「全般的な要求事項」をより効果的に強調するための選択肢を検討する。</li> <li>今後の会議において、付録B「全般的な要求事項」に関して提起された原則的な問題に対処する。</li> </ul>

### (7) 重要性（5.2.7）

事務局は、SRS ED 第1号における重要性の定義を維持することを提案した。当該定義は、IPSASBの概念フレームワークに基づいて作られている。

まとめとして、重要性を使うことに異論は出なかったが、関係者とのコミュニケーションが重要であるとされた。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の定義案を維持する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された重要性の定義について、関係者の理解が深まるように、既存の各国の基準設定主体や国際基準の設定主体による既存のガイダンスを活用する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の定義に関する明瞭性の欠如に対処するための選択肢を策定する。</li> </ul>
--	---

### (8) 気候関連開示の作業計画 (5.2.8)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。SRS ED 第1号に寄せられたコメントレターに基づいて、論点の検討を2025年6月、7月、9月の会議で行う。9月会議には最終文書の草稿を提示・検討し、12月会議で最終文書を承認する予定。

#### 7. 2025年7月会議

##### (1) 気候関連開示プロジェクトの全体像 (3.2.1)

事務局が今回の会議で検討する主な論点について説明した。

##### (2) 論点1 経過措置 (3.2.2)

SRS ED 第1号は、経過措置として次の4項目を提案していた。いずれも、基準書を採用した初年度のみに適用できる免除規定である。

- 比較情報の開示の免除
- 財務諸表と一緒に気候関連開示を公表することの免除
- スコープ3の温室効果ガス (GHG) 排出量の開示の免除
- 既存の「気候関連の政策プログラム」による、GHG 排出量の変動の開示の免除

上記のうち、上から3つの免除規定が、今回の検討対象である。事務局はこれら3つの免除規定を最終文書でも維持することと、3つ目の「スコープ3のGHG排出量の開示」の免除期間を1年から3年に延長することを提案した。

4つ目の項目は政策プログラムに関する免除規定であり、2025年6月会議で政策プログラムは別フェーズで検討することが決定されたので今回は検討対象外となる。

ここで確認のため、事務局提案に同意するかどうかについて挙手投票を行った。事務局提案に賛成11名、3名欠席、1名が留保であったため、賛成が明示されたとして、事務局提案に基づいて進めることができた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自身の業務」に関する経過措置案は適切なので保持すべきである。</li> <li>主体のスコープ3の温室効果ガス (GHG) 排出量の報告に関する経過措置の適用期間を、1年間から3年間に延長すべきである。</li> </ul>
------	--

##### (3) 論点2 全般的要求事項—報告の時期と、開示の記載箇所 (3.2.3)

IPSASB には IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的 requirement」に相当する文書がまだ存在しないため、SRS ED 第 1 号は付録 B 及び付録 B.AG として、IFRS S1 号のうち気候関連開示に必要な全般的な要求事項のガイダンスを提案していた。

2025 年 6 月の会議で、全般的な要求事項と IFRS S1 号の整合性を維持することが決定された。今回は、全般的な要求事項の個別論点として、報告の時期と、報告の記載箇所の 2 つを議論する。事務局は、気候関連開示の報告を一般目的財務報告書（GPFR）と同時に行うこと、及び、気候関連開示の報告を主体の GPFR の一部として行うことを提案した。

議長からまとめとして、この論点については皆が原則を支持し、IFRS S1 号との整合性を確認していること、しかし、「相互参照の選択肢」が存在することに留意が必要であり、開示内容をできるだけ簡潔にすることも重要である旨の発言があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な要求事項における、報告の時期と、開示の記載箇所に関する提案は保持すべきである。</li> </ul>
------	---

#### (4) 論点3 その他の論点 (SMC10) (3.2.4)

SRS ED 第 1 号は、コメント募集事項（SMC）10 として、その他の論点に関するコメントを募集していた。事務局は SMC10 に寄せられたコメントを分析し、グリーン債、サステナビリティ・リンク債、ブレンデッド・ファイナンス、PPP などの「気候金融の仕組み」に関する論点について、規範性のない適用ガイダンス（IG）を追加することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMC10（その他の論点）に関して識別された論点については、対処するための変更は不要である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>「気候金融の仕組み」の開示を扱う、設例又は適用ガイダンスを追加する。</li> </ul>

#### (5) 論点4 IPSASB SRS 第 1 号の構成 (3.2.5)

事務局は SRS ED 第 1 号の全体的な構成を維持することを提案した。2025 年 6 月の会議で気候関連開示は「自身の業務」と「政策プログラム」に分けることが決まり、まず「自身の業務」に関する基準書を開発することになったが、SRS ED 第 1 号から「政策プログラム」関連の記載を除くことで対応するという提案である。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終文書となる IPSASB SRS 第 1 号の草稿では、政策プログラムに関する記述を削除するが、公開草案の全体的な構成は維持することが適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPASB SRS 第 1 号の初稿を 2025 年 9 月会議に提示する。</li> </ul>

## (6) 次のステップ (3.2.6)

事務局は、2025年12月のフェーズ1の最終文書承認に向けた、今後の予定を説明した。

## 8. 2025年9月会議

## (1) 最終文書の草稿：基準書を2つに分けたことの影響 (7.2.1)

SRS ED 第1号では IFRS S2号「気候関連開示」に基づく「自身の業務」に関する開示規定と、公的部門の主体の規制当局としての立場に基づく「政策プログラム」に関する開示規定の両方が提案されていた。2025年6月会議で、基準書を2つに分けること、及び IFRS S2号に基づく「自身の業務」に関する基準書の開発を優先することが決定された。この結果、最終文書の草稿は SRS ED 第1号のうち「政策プログラム」に関する開示規定を削除して作られている。

事務局は、7.3.1の最終文書の草稿の、「政策プログラム」に関する規定の削除に関する修正箇所（オレンジ色でハイライトされている）を確認するよう求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示事項への対応がなされることを前提として、2つの基準書に分割することに基づく修正案は適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策プログラムはスコープ3の温室効果ガス排出量に含まれないことを明確にするパラグラフを維持する。</li> <li>IPSASBが2つの報告上の視点の開発と、その後のプロジェクトを2つの別々の基準に分割するという決定について論じた「結論の根拠」の段落を前の方に移動する。</li> </ul>

## (2) 最終文書の草稿：民間向けのガイダンスとの整合性確保 (7.2.2)

2025年6月会議で、7.2.1でも述べたように基準書を2つに分けること、及び「自身の業務」の基準書を優先して開発することが決定された。これに伴い、IFRS S2号に基づく「自身の業務」に関する開示規定を最終文書でも維持することが決定された。また、付録B「全般的要件事項」は、引き続き IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項」と整合させることも決定された。

この結果、最終文書の草稿は IFRS S2号に近い構成に戻っている。また、「自身の業務」と「政策プログラム」を区別する必要がなくなったので、「自身の業務」の用語は草稿全体にわたって削除されている。

事務局は、7.3.1の最終文書の草稿の、この IFRS S2号に整合させるための修正箇所（黄緑色でハイライトされている）を確認するよう求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示事項への対応がなされることを前提として、規範性のあるガイダンスから「自身の業務」という用語を削除することを含め、民間セク</li> </ul>
------	--

## 参考情報その2

	ターのガイダンスとの整合性を高めることを反映した提案された変更は適切であった。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門特有の必要な調整箇所を維持しながら、「目的」の文言を IFRS S2 号の文言と整合させる。</li> <li>SRS ED 第 1 号で使用した定義に基づき、「自身の業務」の報告の視点に関して、適用指針案を作成する。</li> <li>民間部門のガイダンスとの整合性を高めるために行われた変更の根拠を説明する「結論の根拠」案を作成する。</li> <li>「結論の根拠」において、「業務モデル」という用語について、「アウトプット」、「目的」、RPG 第 3 号「サービス業績情報の報告」への言及を含め、より深く説明する。</li> <li>「結論の根拠」において、提供されている比例性メカニズムに関する IPSASB の議論と意図を明確にする。</li> </ul>

### (3) 最終文書の草稿：2025 年 6 月会議と 7 月会議の指示事項 (7.2.3)

7.2.1 と 7.2.2 で挙げた大規模な修正の他、2025 年 6 月と 7 月の会議では、主に以下の論点に関する指示があり、最終文書草稿に反映されている。

- SRS ED 第 1 号の、GHG プロトコルを用いるという反証可能な推定を維持する。
- SRS ED 第 1 号の、スコープ 3 の GHG 排出に関する開示規定を維持する。
- 重要性は IPSASB の概念フレームワークに基づく定義を維持する。
- SRS ED 第 1 号の経過措置案を維持するが、スコープ 3 に関する経過措置の期限は 1 年から 3 年に延長する。
- 全般的な要求事項（付録 B）における、報告の時期と、開示文書の配置については、SRS ED 第 1 号の提案を維持する。
- SRS ED 第 1 号の SMC10 に寄せられたコメントに基づき、気候ファイナンスの仕組みに関する適用ガイダンス（IG）を作る。

事務局は、7.3.1 の最終文書の草稿の、これらの論点に関する修正箇所（水色でハイライトされている）を確認するよう求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示事項への対応がなされることを前提として、6 月会議と 7 月会議の決定事項は適切に修正稿に反映されている。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性を向上させるため、本文で付録 B 「全般的な要求事項」への参考照箇所を設ける。</li> <li>RPG 第 1 号及び RPG 第 3 号で用いられているアプローチに沿って、同じ定義が適用される IPSAS 基準で用いられる用語を列挙した付録を含める。</li> </ul>

### (4) 草稿のレビュー

最終文書草稿のうち、7.2.1から7.2.3で未検討の部分について検討を行った。

#### (5) 重要性のガイダンスに関するアプローチ (7.2.4)

「重要性の判断の行使」プロジェクト（[アジェンダ5](#)）は、フェーズ1～3の3段階で構成されており、今回の2025年9月会議で、フェーズ1の最終文書を承認したところである。IPSASBは引き続きフェーズ2とフェーズ3にも取り組む予定であるが、サステナビリティ基準における重要性のガイダンスを検討するフェーズ3をどのように進めるかは、まだ決まっていない。この7.2.4では、フェーズ3の方向性について議論する。

ISSBは、2024年11月に、サステナビリティ基準の利用者向けに、重要性の定義に関する教育的資料<sup>15</sup>を公表した。この資料は、重要性がある情報の定義、サステナビリティ関連のリスクと機会、重要性がある情報の識別と開示、に関する追加的な情報を示している。

事務局は、フェーズ3において上記のISSBの教育的資料を活用することを提案するとともに、フェーズ3の進め方について次の2案を比較検討し、オプション1を推奨した。

オプション1：「重要性の判断の行使プロジェクト」のフェーズ3の開始時期を早める。

オプション2：最終文書（SRS第1号）に追加するガイダンスを開発する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>サステナビリティ報告における重要性の適用に関するガイダンスを提供するために、「重要性の判断の行使」プロジェクトのフェーズ3の開発を、フェーズ2と並行して加速させるべきである。</li><li>サステナビリティ報告における重要性に関する規範性のないガイダンスを、ISSBの教育資料を参考にして作成すべきである。</li></ul>
------	--

<sup>15</sup> ISSB教育的資料「[サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示](#)」

## アジェンダ3. IPSASとGFSMの関係強化（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. 本プロジェクトの目的と、これまでの進展

本プロジェクトは、IMFが公表している「政府財政統計マニュアル」(GFSM) 2014に基づく報告を行う際に役立つように、IPSASに会計方針の選択に関する規範性のないガイダンスを定めることを目的としている。

### 2. 2025年3月会議

#### (1) プロジェクト概要書の検討（4.2.1）

2024年12月会議の決定事項に基づいて、作業工程表などが修正された「プロジェクト概要書」案を検討した。ページ毎のレビューを実施したうえで、「プロジェクト概要書」の修正案を18名のメンバー全員の賛成で承認した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト概要書「IPSAS基準とGFSM2014の関係性の強化」（草稿）を承認した。</li> </ul>
------	--

#### (2) 公開草案の策定方針の検討（4.2.2）

公開草案「IPSASとGFSM2014の関係性の強化」の草稿（議案書4.3.2）の開発方法について検討した。この草稿は、IPSAS第22号「一般政府部門の財務情報の開示」に、個々のIPSASとGFSMとの整合性に関する「適用ガイダンス」(IG)を追加し、巻末には個々のIPSASに追加する「GFSとの比較」案を追加する提案となっている。

また、2024年12月会議の指示事項に基づいて、議案書1.7「IPSASとGFSMの整合性ダッシュボード」が改訂され、各IPSASの認識と測定の要求事項と、GFSMとの整合性が一覧できるようになっている。

事務局の説明後、メンバーは議案書4.3.2の公開草案草稿について議論を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい「IPSAS基準とGFSMの整合性ダッシュボード」（議案書1.7）の開発方法を承認した。</li> <li>公開草案「IPSAS基準とGFSM2014の関係性の強化」の開発方法を承認した。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS基準に基づく財務情報がGFSM統計の作成に不十分な場合に、追加情報を収集する必要がある主な分野の概要を、IPSAS第22号「一般政府部門の財務情報の開示」の強制力のないガイダンスに含めること。</li> <li>IPSAS第22号の強制力のないガイダンスの冒頭に、GFSMに準拠した会計方針を選択する際には、公的部門の主体の一般目的財務報告書の様々な主要な利用者グループのニーズを考慮すべき旨を記載する。</li> </ul>

### 3. 2025年9月会議

**(1) プロジェクトの現状説明 (9.2.1)**

会議3日目の午後に、タスクフォースのメンバーであるJohn Verrinder氏(Eurostat)、Mariana Sabaté氏(IMF)、及び事務局の3名で、プロジェクトの現状と今後の進め方に関する説明と質疑応答が行われた。

**(2) 規範性のないガイダンス案 (9.2.2)**

事務局は、公開草案「IPSASとGFSM2014のリンクエージ(IPSAS第22号の修正)」の草稿の開発にあたり、IPSAS第33号の改訂版を開発する際に使用したIPSASのグループを利用している。うち、「グループB：全般的な原則」の草稿について、会議3日目に予備的な議論を行ったうえで、会議4日目に詳細な議論を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイダンス案の開発をする方法に、次の項目を取り込むこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>改訂版のIPSASとGFSMの整合性ダッシュボード</li> <li>公開草案「IPSASとGFSMの関係性の強化」(草稿)</li> <li>現在「GFSとの比較」の記載がないIPSASについては「GFSM2014との比較」(アジェンダ9.2.2の付録A)を新規に作成する。</li> <li>現在「GFSとの比較」表があるIPSASについては、新しい形式に合わせて更新する。</li> </ul> </li> <li>必要な専門知識を考慮し、公開草案「IPSASとGFSMの連携強化(IPSAS第22号の修正)」の詳細な策定をタスクフォースに委任する。タスクフォースは、IPSASBによる明確なレビューが必要となる重要な論点を指摘する。IPSASBは、公開草案のレビューにおいて具体的な論点を提起する可能性がある。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーのコメントを草稿に反映する。</li> <li>GFSMとの整合性ダッシュボードの内容を、特にIPSAS第14号について詳細に見直しする。</li> </ul>

以上